

# 現況届提出のお願い

～農業者年金受給権者の皆様へ～

独立行政法人農業者年金基金

現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

**同封の現況届用紙に必要事項を記入・署名のうえ、平成27年6月30日までに農業委員会に提出してください。**

**農業委員会は、あなたの住所地の市区町村役場内にあります。**

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払から提出されるまでの間、年金の支払を差し止めさせていただくこととなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取ります。用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

## 【よくあるお問い合わせ】

- ◎ 現況届は市区町村役場の支所や出張所に提出できますか？  
→市区町村役場の支所、出張所に直接ご確認ください。
- ◎ 現況届を農業委員会まで持って行けない場合は？  
→農業委員会に郵送先などについて、ご確認ください。
- ◎ 記入を間違った場合は？  
→間違ったところは、二本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。
- ◎ 用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？  
→農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。
- ◎ 受給権者の方がお亡くなりになっている場合は？  
→現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA(農協)で行ってください。
- ◎ 住所変更をした場合は？  
→現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また住所変更の手続きをお近くのJA(農協)で行ってください。
- ◎ 東日本大震災で被災し、一時避難中の場合の提出先は？  
→農業者年金基金にご登録いただいている住所地の農業委員会となります(郵送でも受け付けます。)

## ～経営移譲年金及び特例付加年金の受給権者の皆様へ～

### 【提出する前にお読みください】

- ・ 経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者の方は、同封している現況届用紙の裏面をお読みいただき、支給停止事由に該当しないことを確認のうえ、表面に自署してください。
- ・ ①農業共済の加入名義、②米の生産調整に係る助成金の申請名義、③農業所得の納税申告名義、④土地改良区の組合員名義及び⑤農協の組合員名義が経営移譲等の相手方に変更されていない場合は、経営移譲年金及び特例付加年金の裁定取消又は支給停止となることがあります(例外となる場合がありますので、農業委員会にご相談ください。)。
- ・ 農地を新たに取得又は借り入れたり、貸し付けていた農地の返還があつて、農業経営を再開していると、経営移譲年金等の支給が停止されます。農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会にご相談ください。
- ・ 支給停止に該当した場合、農業委員会と相談のうえ、お近くのJA(農協)にある「支給停止事由該当届」に必要事項を記入してご提出ください。

その他、ご不明な点がございましたらお住まいの住所地の農業委員会へお尋ねください。

独立行政法人農業者年金基金 専門相談員:03-3502-3199 給付課:03-3502-3945  
ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp/>



## 下の項目に全て該当している場合は、おもて面をご記入ください。

(※不明な点があるときは、あなたがお住まいの住所地の農業委員会にお問合わせください。)

### 1. 経営移譲年金の受給権をお持ちの方の確認事項

- (1) 現在、農地等(自留地を除く)につき耕作又は養畜の事業を行っていない。
- (2) 現在、耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人の組合員、社員、又は株主となっていない。
- (3) 経営移譲時に後継者に貸し付けた農地等について、返還を受けていない、もしくは後継者がその使用収益権について、他の者に移転又は設定をしていない(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)

### 2. 特例付加年金の受給権をお持ちの方の確認事項

- ① 現在、農地等(自留地を含む)又は特定農業用施設につき耕作又は養畜の事業を行っていない。
- ② 後継者へ貸し付けた農地等又は特定農業用施設について、返還後1年を経過していない、もしくは後継者がその使用収益権について、他の者に移転又は設定をしていない(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)
- ③ 後継者へ貸し付けた農地等又は特定農業用施設について、返還を受けた後に転用又は転用目的で処分していない(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)
- ④ 後継者へ貸し付けた後に返還された農地等について、遊休農地に関する農業委員会の利用意向調査を受けていない。
- ⑤ 後継者へ貸し付けた後に返還された農地等について、農業者年金基金へ報告した保全管理を行っている。

### 3. 経営移譲年金及び特例付加年金の受給権をお持ちの方の共通の確認事項

ア. 農業共済の加入名義、イ. 米の生産調整に係る助成金の申請名義、ウ. 農業所得の納税申告名義、エ. 土地改良区の組合員名義、オ. 農協の組合員名義について(第三者に経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。)した場合は、経営移譲等した農地等に係るア及びイの名義のみについて)経営移譲等の相手方に変更している(受給権者が名義を保有していない場合、又はエ、オの名義については所定の手続きにより受給権者が保有することが認められている場合を除く。)

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

農年 太郎

様

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

独立行政法人農業者年金基金理事長

農業者年金振込・支払通知書

今年度、あなたにお支払いする年金額は、次のとおりですので通知します。

経営移譲年金証書の記号番号  
 農業者老齢年金証書の記号番号  
 新農業者老齢年金証書の記号番号  
 特例付加年金証書の記号番号

今年度、あなたにお支払いする予定の年金証書の記号番号、支払金額および振込(送金)先金融機関が記載されています。

支払年月日	年金の種類	支払金額	所得税額	差引支払額
27年 5月8日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
27年 8月10日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
27年 11月10日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

28年 2月10日	経営移譲年金	円	円	円
	農業者老齢年金	円	円	円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

振込(送金)先金融機関

年金の種類	金融機関店舗名	本・支店(所)名
経営移譲年金		
農業者老齢年金		
新農業者老齢年金		
特例付加年金		

○ この通知書に記載されている内容に変更があった場合は、変更があった部分について改めて通知書をお送りします。

○ 裏面もお読みください。



## [裏面]

### 農業者年金振込・支払通知書について

- 「農業者年金振込・支払通知書」は、今後の年度末までの支払予定額を、まとめてお知らせするものです。
- 年金の支払時期は、2～4月分を5月、5～7月分を8月、8～10月分を11月、11～1月分を2月にお支払いします。
- 新農業者老齢年金及び特例付加年金の年額の合計が12万円未満の方の支払時期は、年1回11月に前年11月～本年10月までの12ヶ月分をお支払いします。
- 年金の受取先が郵便局窓口での現金受取の場合、支払日からおよそ3日後に「払出通知書」及び「郵便局振替払出証書」が送付されますので、それを持ってお近くの郵便局の窓口で年金をお受け取りください。

1. 次のような場合は、最寄りの農業協同組合（JA）に速やかに届け出てください。
  - ・ 氏名、住所を変更したとき
  - ・ 年金の受取先の金融機関を変更するとき
  - ・ 年金を受給している方が亡くなられたとき（ご遺族の方）
2. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方で、経営移譲（経営継承）した農地等を売却等したとき又は新たに農地等を取得したときなどは、農業委員会へ届け出てください。
3. 経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方は、農業共済の加入名義、米の生産調整に係る助成金の申請名義、農業所得の納税申告名義、土地改良区の組合員名義及び農協の組合員名義を経営移譲（経営継承）の相手方へ変更していることが必要です（例外となる場合がありますので、農業委員会にご相談ください。）。
4. この「農業者年金振込・支払通知書」は、今年度お支払いする予定の年金額を記載していますので、大切に保管してください。

なお、各種変更の届出等不明な点につきましては、最寄りの農業協同組合（JA）、又は農業委員会の窓口にお尋ねください。